

## V 当日配布資料

【12.01 学校図書館シンポジウム】  
日本学校図書館職員史と今後への展望

塩見 昇 (大阪教育大学名誉教授)

<要旨>

◆学校図書館の生成と消長

学校図書館への関心を強めた二度の新教育期といま

学校図書館を必要とする学校 (教育)、それを否定する教育 (政策)

【資料2、3参照】

子ども中心の児童観・教育観

教師 (集団) のあるべき学校、子どもの学びを追求する真摯な教育実践

教材の相対化と選択

国定教科書との関係 [参考]学校教育法34条2項 (改正前21条2項)

まずは多様な本 (学習財) の教育力を活用して教育の変革を志向する教師自身の実践の営みとして誕生。それはいまも「学校」の図書館を成り立たせる基点。

そこではまだ図書館の機能、担い手という意識は不在

◆戦後新教育の模索期

戦前との連続、非連続

児童文化、生活教育の継承

新たなカリキュラムの要請 社会科、自由研究/問題解決学習が主流に

図書館必置、制度化(公権力の支持) 占領軍サイドの示唆を含めて

学校教育法施行規則第1条による制度化 (必置規定)

熟意ある教師 (集団) の手づくりによる学校図書館が広がる

『手引』「学校図書館基準」における学校図書館の機能と担い手観

素朴な図書館の「人」の登場

◆学校図書館法の職員規定

人と金の公的保障による学校図書館の普及を目指した法制定運動

of. 幻の学図法 司書教諭：  
その他職員：

「専門的職務を掌る」(第5条) として想定された「職務」の中身は？

旧司書教諭講習規程における「図書の整理2単位」偏重

戦後初期の学校図書館を「指導」した図書館界 (図書館学) の功罪

◆現場が生み出した「学校司書」

制度と実態の両面における司書教諭の空洞 (化) の反面

新教育の退潮、初期にみられた教師の熱意の希薄化

学校図書館事務職員 = 「学校司書」の出現

私費雇用が先行、現場の創意工夫とニーズに支えられて

1959年1月『学校図書館』誌 「学校司書の諸問題」を特集

1960年12月の税外負担解消についての次官通達

⇒ 司書配置が二分化 地域格差、小中と高の学校格差

◆学図法改正論議の焦点に「人」の問題が (1960～70年代)

二職種並置の是非

司書教諭と学校司書の関係

学校司書の位置づけ (教育職、行政職)

四者合意第二次案 (1980年1月) 合意後の進展はなし

◆その後の展開 (1980、90年代以降)

学校司書の内実を追求する実践、運動が顕在化

学校図書館問題研究会の活動 など

市民サイドからも学校図書館に「人」を、の運動

学校図書館に専任、専門、正規の職員を

それに呼応する自治体の施策の進展



1997年法改正による司書教諭の原則配置 (12 学級以上校)

小中学校の4割強になんらかの形で人が配置、という2010年度文科省調査結果

初めて地方財政措置で学校司書配置を国が予算化 (2012年度)

学校司書法制化の動き

◆学校図書館員像の探究 論点

多様な本(資料、情報)の備える力を、教師との協働関係の中で、教授＝学習過程や子どもの成長過程につなげて活かす組織の営み

歴史的所産としての現にある学校図書館職員の把握

現在の司書教諭制度と実態の把握

現任者が専任の職に就くことを前提に資格取得していないことは明らか

多様な「学校司書」の内実と専門職への展開の可能性

学校図書館の専門職員としての養成の場は不在

「司書」資格＋実務経験、研修(相互学習)を重ねての研鑽、形成

「人」がいることをまずは重視する選択で配備されるケースが多い

二職種並置が理論的に成り立つか、必要か

専門的職務の内容に沿った明確な区分けが不可欠

教育専門職であることに疑問はないが、「教員」職に位置づけるべきかどうか

学校図書館専門職員と(教科)教諭との関係

cf. 養護教諭、スクールカウンセラー、・・・

協働の本身と質

専門性を担保する修得内容

[参考]L I P E Rの5項目

学校教育の理解と教育計画、教育課程と教授＝学習過程、学習情報とメディア、

図書館情報ネットワーク、子どもの読書

学校経営者、教師の共感を支えとしてつづることが不可欠

その点で、読書サポーターズ会議の「教員サポート機能」提言は重要

【将来展望】

単一専門職としての展望

理論的根拠

運動論としてきた展開の可否

「現在」を発展的に活かす道筋の探究

教育専門職総体の中での位置づけ、合理性

教員制度と養成の変革動向との関係も重要

図書館専門職総体の中での位置づけ、合理性

教育学、学校経営における学校図書館についての認識と的確な位置づけが基礎となる。それをいかに醸成していくか、が重要な課題。

<参考資料>

- 塩見昇著『学校図書館職員論』教育史料出版会 2000年  
日図協・学校図書館プロジェクト報告『学校図書館専門職員の整備・充実に向けて』1999年3月  
塩見昇著『日本学校図書館史』全国学校図書館協議会 1988年  
L I P E R報告書 学校図書館 2006年

学図シノボ 資料 1 学校図書館職員をめぐる動向 (塩見)

明治末期～大正初期

新教育をめざす新学校で、自学、個性重視、児童中心の教育が勃興 【大正自由教育】

その下で児童文庫(学校図書館)づくりが広がる

(大正) 13年5月 文部次官通牒 副読本禁止

14年1月 『教育問題研究』が大部な児童図書館特集で通牒批判を展開

(昭和) 8年 教員赤化事件 戸塚廉ら教壇追放

1946 (昭和21) 年3月 第一次米回国教育使節団報告

1947 学校教育法施行規則第1条で学校に「図書館または図書室」設置を明示

1948 『学校図書館の手引』刊行、学校等に配布 ⇒ 伝達講習

「司書・事務員の二つの職制が必要、司書は教師の中から選ばれ、学校図書館の経営に全責任をになう。選ばれた人は、今後専門的技術を修得するように。事務員の奉るべき事務の大部分を生徒図書館係、委員が分担することも可能」

1949 学校図書館基準制定

「専任の司書教諭を置く。司書教諭のほかに事務助手を置く。」

【この頃、各地で新教育を進める一環として学校図書館づくりが取り組まれる】

1950 全国学校図書館協議会(SLJA)結成 ⇒ 学校図書館法制定運動

1953.3 「幻の学図法」提案に

法案では免許制司書教諭とその他の職員の配置を内容としていた

1953.7 学校図書館法制定

司書教諭のみを法定(教諭の充て職、講習資格、当分の間配置猶予)

1954.8 学校図書館司書教諭講習規程制定、第1回講習が東京・大阪学芸大学で開始

650余名が参加 受講者の多くが各地の運動のリーダーに

1959.1 『学校図書館』特集「学校司書の諸問題」

全国SLJA「学校司書」の名称を積極提起

「学校司書は単なる学校の事務員ではない・・・名実ともに専門職として力の発揮を」(松尾)

1959 改定学校図書館基準

「学校図書館に司書教諭および事務職員を置く」

司書教諭は450人以上校では専任、事務職員は学校規模で複数も  
事務職員は専門的知識技術の習得を

【1950～60年代、一部の県で高校を主に「専任司書教諭」制度が始動するも挫折、定着せず】

1960.12 公教育における住民の税外負担解消について文部事務次官通達

⇒ 私費雇用の事務職員が二分化する 公費化 or 廃止

【1960～70年代 法改正案乱立、法案をめぐる対立の激化、抗争】

その焦点に、司書教諭と学校司書の関係、身分、位置づけ等が

1975 全国SLJAと日教組等が統一して運動を進める協議に向かう

⇒ 四者合意第二次案(1980.1) 但し、その後の進展はなし

1980年代～ 各地で「学校図書館に人を」の市民活動が活発化

自治体の独自施策として「人」を置くケースが広がる

1985.8 学校図書館問題研究会結成

学校司書の実践を蓄積し、専任・専門・正規の学校司書をすべての学校に、めざす

1993 文部省、蔵書の充実で学校図書館整備の施策に着手

1996 中教審第一次答申「情報化と教育」においてメディア専門職としての司書教諭

の重要性に言及

⇒ 情報化教育協力者会議報告、教育改革プログラム等にも継承

日図協、学校図書館プロジェクトチーム設置 ⇒ 報告書(1999.8)

1997 学校図書館法一部改正 司書教諭を原則配置へ(12学級以上校)

2003.4 司書教諭配置猶予停止 12学級以上校に発令される 但し問題多し

2006.3 LIPER最終報告 「情報専門職(学校)」を提起

2009 子どもの読書サポーターズ会議報告 「学校司書」の表現を公的に使用

教員サポート機能を提起

2012 地方財政措置で「学校司書」配置経費を措置 14300人分150億円

学校司書の法定化を求める動きが模索される

学校図書館活性化協議会役員会(7.5)

法制化を考える院内集会(10.10)



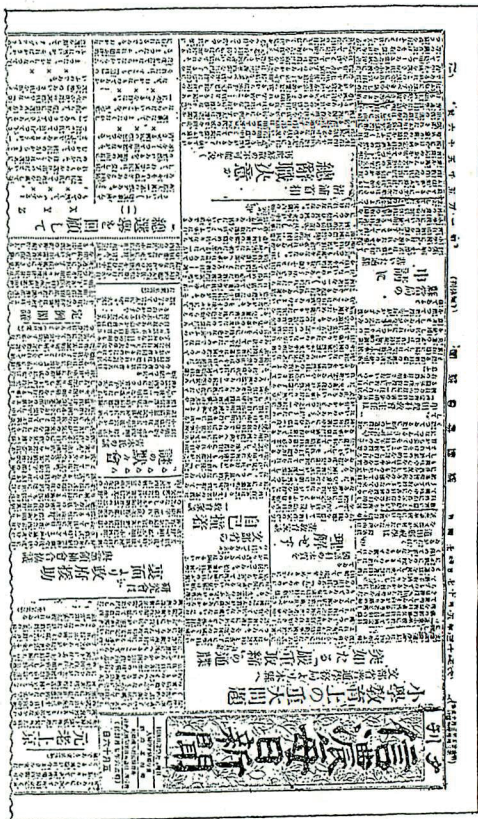


図2 文部省通牒を報じた5月17日付『信濃毎日新聞』(夕刊)

この通牒と報道に対する県下の反響は大きく、『信濃毎日新聞』自身も19日から月末にかけて、連日「教育干渉に就て」という教育関係者多数の意見を分載したり、論説でとり上げるなど批判的立場のキャンペーンを読めた。その中から児童文庫との関係に言及している教師の発言を引いておこう。

。子供の實際生活に対し今の教科書だけでは何処となく物足らぬ感じがする。我校では赤穂図書館内に児童文庫を設けソート子供に読ませることにしてある。さうして読ませるべき書物は職員全部が研究して文芸とか宗教とか一方面に偏せず科学方面迄も広く亘り其中から適当なものを選んでそれと手へることにしてある。将来も此方針で進んで行きたいと思つてゐる。(赤穂小学校訓導 長沼栄)

。現在図書館や児童文庫などが奨励されてゐる際補助教科書はいけぬなどといふならばそれは大に矛盾してゐると思ふ。町場の児童は兎も角田舎の児童にはこれから益補助的のものを読ませる必要を認めてゐる。(北佐久郡小沼小学校 吉沢校長)

「文部省の通牒は、余りに抽象的であつて、要領を得ないのであるが、若し国定教科書を軽減する傾向があるとして、その弊害を除かんためとならば、何故にその点だけを、特殊の場合の、特殊の弊害として、限定的に、これを取締らないのか、これでは「補助教科書無用論を基調とした、時代錯誤の暴挙と見らるるのを、吾等は遺憾とする、」或るものを取締らなため、文部省の跋達を申請した手続きは、県当局自から、自己の『無力』を裏書きせるもの」だと

資料27

新報 日本教育新聞 児童文庫の特集

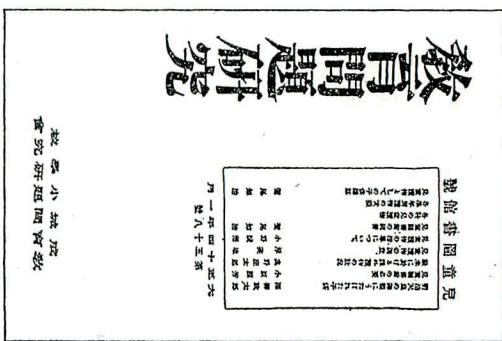


図3 児童図書館特集号

常によく構想された壮大な企画であり、これだけの特集を一つの学校の教師集団だけで組むるところに、前節でみた成城小学校の図書館教育の確かさがうかがえる。ところで今ここでこの特集をとり上げるのは、この号の執筆者のほとんどが、それぞれの主題を論じる中で、筆をそろえて1924年の次官通牒に言及し、厳しい批判を展開しているためである。このことが実は特集の主眼であつたからこそ、「剰下の緊急且重要な問題」として企画されたのであろう。しかもそれを「児童図書館」の特集でとり上げたところが意義深い。各論者の批判のうち、紙数のつごうで奥野庄太郎の場合だけを以下に掲げる。

近頃大きくところによると、其筋からの進示で、教室内で教科書以外の書物を使用しなくてはならないとか、そんな訓示あいたものがあったといふことであるが、実際につらな本とお話にならないほど滑稽な話である。今頃教科書以外の本を教室内であつてはならない、そんな滑稽な話が世界の何処に通用するものですか。日本は10年おくれどころじゃない、30年もおくれであるところへ、そんなことをすれば次は100年おくれになってしまう。……頭の古いとか、わからないといふ程度では到底すまされないものである。

すでにみたようにこの学校では、教科書以外の多様な読物が正課の教材とし

ごみのほどが感じられる。目次の一部を掲げてみよう。

児童図書館の必要	小原国芳
欧米に於ける課外読物の状況	奥野庄太郎
児童読物の調査	岸英雄
児童読物の指導について	小野誠悟
児童図書館の経営	鷺尾知治
各科の児童読物	田中末太郎
国語教育者からの要求一	浜野重郎・谷口武
童話書について	浜野重郎・谷口武
各学年別読物の実際	尋常一・二年
児童読物としての子供雑誌	浜野重郎・谷口武
	鷺尾知治



「先生はなア、東京へ行つて、よしとい先生の學校で雑誌を作るんだ。いたずら教室のたのしかつたことを、みんなその雑誌に書くつもりだ。そして、日本じゅうの教室が、みんな、ぼくらの

いたずら教室みたいな、たのしい教室になるようにするんだ。」  
泣き虫の連茶先生は、また、涙が出そうになるのを、がまんしながら話しました。  
三時間の勉強はじまると、まもなく、連茶先生が、小使室の方からリヤカーをひき出しま

した。いたずら教室でつかった子どもの図書館や、魚を飼つたせものの池や、シロホシや、けんびきょうなどが、一ぱいつていました。  
学校の門を出ると、すぐに、ひどく急なくだり坂にかかります。窓のところにすわっている、どむくんには、先生が、そのくだり坂を、ひとりで、重いリヤカーをひいてゆくのが、よく見え

ました。働きのつとむくんは、くだり坂を、重い荷物をつんだ車をひいておろるのが、どんなにあぶないか、よく知つていました。おまけに、車なんかひいたことのない先生です。坂の下は池です。  
「ちきしょう。つとむくんが、うなるようにいうと、前に坐つているかずおくんが、そおつと、

うしろをむいて、うなずきました。  
いたずら教室時代なら、とび出して行つて、車になをつけて、うしろからひつぱつてやるのに、どうすることもできません。  
先生は、しかし、アスキー用につけたすり棒をうまく使つて、ようじんしながら、ひと足ひと足ふみしめてゆきました。  
「おれは、おれのかでは、せおいきれぬ荷物をしよつて、道をいそぎすぎたんだ。荷物が重いと

きは、急いじゃいけない。」  
先生は、そんな、わけのわからなひつとをいながら、でこぼこの坂道をくだつていきました。

資料分  
中継  
池田  
講義録

あとがき

— 父母と先生へ —

一昨年の秋、日本の子どもを守る文化会議に出席のため上京したときに、講義館を訪ねて、福世さんとよま話をしてうちに、わたしの昔話が出ました。この本に出くる「つばめのうんこ」や「ふしぎな戸」の話をする時、福世さんが、

「そいつはおもしろい、ぜひ書いてくれ。」  
といわれました。そんなことぐらい、わけはない、と思つて、かんたんにひき受け、その夜、弟の葉山の家で、第一回「うんこのけんきゆう」を一気に書きあげました。



2012年12月1日

## 話しの展開

日本の学校図書館専門職員はどうあるべきか：論点整理と展望

# 21世紀のカリキュラム展開と 学校図書館職員養成

根本彰(東京大学)

- 学校図書館を必要とする教育的条件
- 戦後日本の学校図書館の展開
- フランスのCDI
- 今後の見通し

## 学校図書館を必要とする教育的条件

- 開放系の知識を前提とする学習
  - 一定の範囲で学習者が学ぶ範囲を選択し、学びを構築する課程(探究型)
  - ←→閉鎖系の体系的知識から学ぶ学習(習得型)
- そのための基礎的な知識・技術の習得
  - リテラシー・ニューメディア(読書教育の必要)
  - 学ぶ方法の学習
  - 発展的な探究的学習

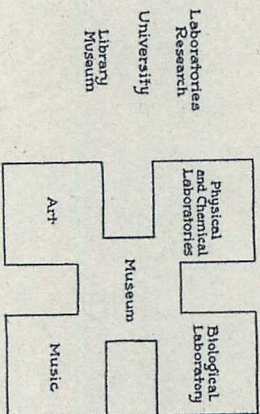
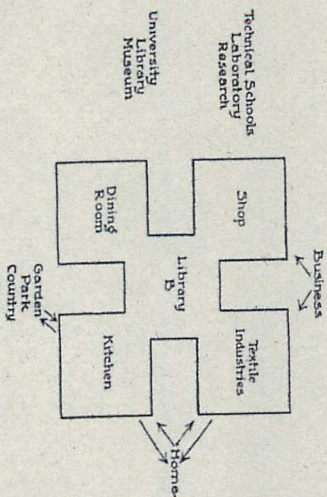
## 閉鎖系知識維持の三大装置

- 学習指導要領
  - 細かく学ぶ内容・方法を規定
- 検定教科書
  - 学ぶ内容を固定化
- センター入試
  - 大学に入る際の学力競争の知識範囲を規制



## 2010年代の学習指導要領は？

- 2002年学習指導要領実施
  - 時間数減
  - 総合的な学習の時間の正式導入
  - 和田秀樹、西村和雄らのゆとり教育批判
  - 2003年の部分改訂
- 2011年学習指導要領実施
  - ゆとりでも詰め込みでもなく、知識、道徳、体力のバランスとれた力である生きる力の育成を実現
  - 授業時間の30年ぶりの増加
  - 総合的な学習の時間の授業時間削減



## John Dewey『学校と社会』(1900)

- 子どものもつ4つの興味
  - コミュニケーションへの興味
  - 物事を発見する興味
  - 構成する興味
  - 芸術的表現の興味
- これを地域をベースとして「経験」として実現する学習環境の形成
- こうした学習環境の中心にある「図書館」と「博物館」

## 歴史的経緯

- 学制の形成(「教育勅語体制」)(1890〜)
  - 江戸時代のリテラシーの高さを引き継ぐ
  - 西欧への対抗のための国力づくり(上からの啓蒙)
- 戦後改革期(1945〜)
  - 占領による方針の大きな見直し
  - 新憲法に基づく民主化カリキュラム
  - 自由研究などの探究学習の試み
- 高度成長期(1961〜)
  - 産業開発による経済成長期
  - 科学技術教育をベースにした系統主義教育
- バブル期(1980〜)
  - バブル経済から縮減経済へ
  - ゆとりと新学力観
- 現在(2000〜)
  - 学力の再構築
  - コンピテンシー

カリキュラムの変遷

系統学習 経験学習 系統学習 探究的要素 脱ゆとり



## 教育課程の変遷



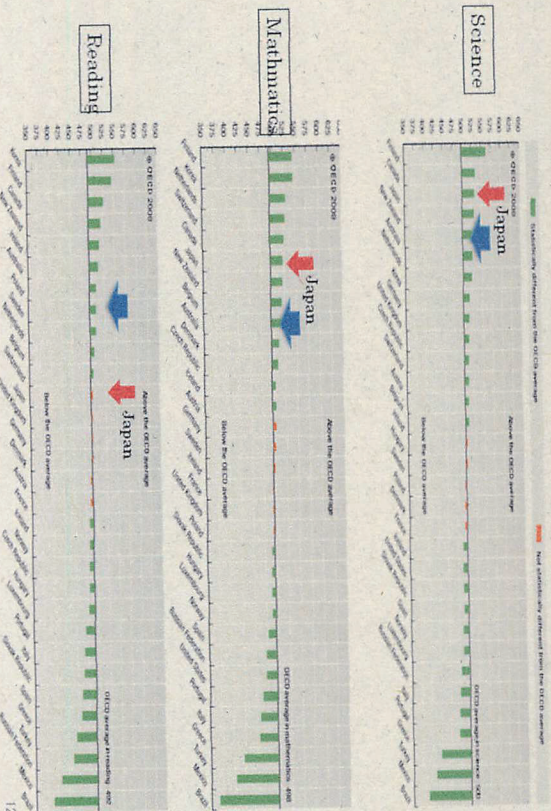
## PISAの結果

- 過去4回のテストで日本は平均的には点数は高かったが、
  - だんだん低下の傾向と言われる(得意とする理数系でも)
  - 読解力テスト (reading literacy test) は2006年にかなり落ち込んだが2009年では回復の傾向
  - 他の国の子供たちと比べて、知識はあるが考えようとしていないこと(空白が多い)や日常的に学ぶ意欲が低いことが見られる

## 国際学力調査が教えてくれたこと 世界と日本の学校教育の比較

- 2000、2003、2006、2009年
- OECD経済先進国クラブという枠組みにおける「リテラシー」とは何か
- 数学リテラシー、科学リテラシー、読解リテラシー
- 学力到達度(アチーブメント)ではなく、応用的表現的知識(コンピテンス)を問う

2006年・2009年PISAにおける日本の位置(赤が2006年、青が2009年)





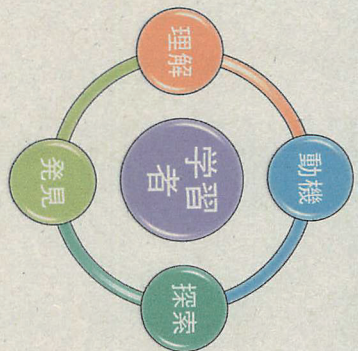
## 現在の教育の課題

- ・「自らの頭で考え判断すること」「近代的な自我」「思考力」
- ・こうしたものを育成する動機そのものが失われつつある「大国病」「日本の普通の国」化現象
- ・これに対する、「探究型学習」の必要性
  - 学ぶ動機付け
  - 学びたくなひことは学ばない
  - コミュニケーションと言語力
  - 情報リテラシー能力

## フランス教育の理念、制度、教育課程

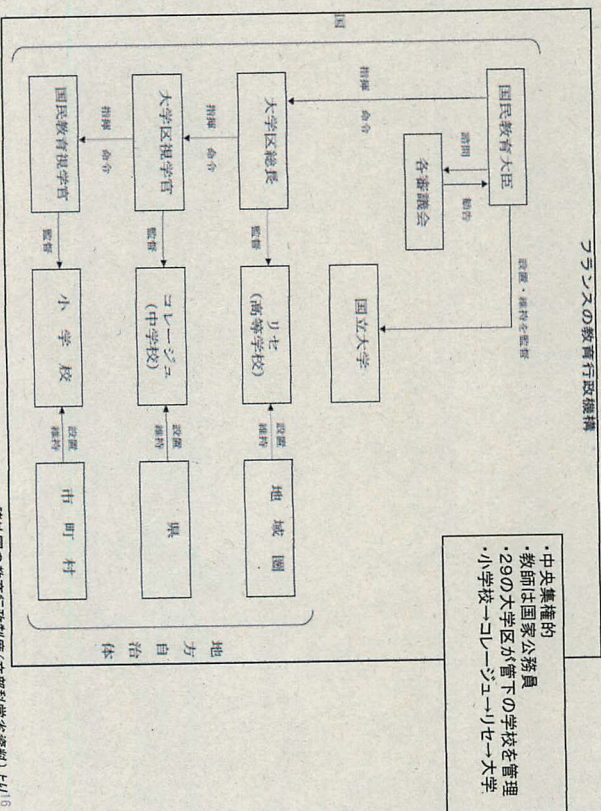
- ▶ フランス教育の理念
  - ▶ フランス革命以降の共和制選択によって、国民一人一人が国の主役との考え方
  - ▶ 自分の考えを他人に説明し
  - ▶ 交換して議論する能力
- ▶ 理性主義的な教育論

## 系統学習と探究学習



- 系統学習:**
- ・与えられた動機
  - ・統制された探索過程と発見
  - ・体系的学問的な理解

- 探究学習:**
- ・内発的な動機
  - ・試行的な探索過程と発見
  - ・非体系的な理解





## 教育課程と教育方法

- 学習指導要領 (programme) の存在
- 教育課程が教員の自由に委ねられている
- 教科書出版は自由制
- 教科書は貸与制

## CDIとドキュメンタリスト教員

- 学校図書館はCDI(Centre de documentation et d'information)と呼ばれる
- 1986年以来、すべてのコレージュとリセにドキュメンタリスト教員 (Professeur documentaire) が配置
- 仕事は、①図書館のオーガナイズ、②利用者(生徒・教員)への指導・アドバイス、③関連の研究調査活動、④他校との渉外、⑤Projet(課題)
- 養成は、教職大学院で他の教科教員と同様にドキュメンタリスト教員コースで養成される
- 教科を超えた横断的な学びのための支援業務として重要という評価

## 小学校の図書室と読書環境

- 図書室は何かの部屋の転用であり、資料は親からの寄贈やPTA会費による購入による
- 職員はおらず、ボランティアで運用される仮のもの
- ただし、「読書」は推進されていた



水曜日の午前中に図書室を使う子どもたち

## コレージュ図書館とドキュメンタリスト教員

- Collège Théophraste Renaudot (テオフラスト・ルノー中学校)





Patick Bozetto, Professeure  
documentaliste

- 個人的インタビュウ
  - 仕事の中心は、教員と連携しての資料提供や子どもたちの調査課題への支援業務
  - 小学校教員から転職
  - 教員でありながら、常に図書館にいたい物足りなさもある
  - 若手の教育レベルは高いのでデジタル技術を駆使した指導は可能



21

## リセの図書館指導

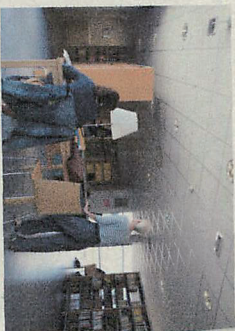
TPE(個人課題別学習):

リセにおいて必修で、2年生(日本の高校2年)が3人ほどのグループで9月から1月くらいまで調査を行い、最終的に論文と口頭発表を行う。調査テーマは官報で分野ごとに与えられているが、2つの教科にまたがることを原則とし、それぞれが教科教員の指導を受けるものである。図書館が重要な研究の場であり、ドキュメンタリスト教諭は研究支援を行う。バカロリアにおいて選択することができ、チームでペーパーを提出し、口述試験を受けることになる。

23

## リセの図書館とドキュメンタリスト教員

- Lycée Victor Hugo (ヴァクトール・ユゴー高校)
- Madame Lise-Maud Paris, Professeure documentaliste
- Alberto Manguel (著述家。『図書館 愛書家の樂園』『読書の歴史』など)が近くに住み、講演や資料の提供してくれる



22

## 試験制度

- リセの終わりのバカロリア(baccalauréat) 試験
  - 長文の論述(分析的・批判的読み)問題
  - 哲学試験
  - TPE(個別課題学習)の発表評価
- コレージュの卒業試験(Brevet)
  - フランス語試験
    - 読解だけでなく、フランス語を駆使して何かを表現することが問われている

24



## フランスのまとめ(1)

- **小学校までの読書教育**は基本的な読み書き能力を身につけるもので、読書の習慣化が試みられる。そのためには、学級文庫やボランティアによる学校図書館サービス、公立図書館を中心とした読み物の提供が行われる
- **コレージュ、リセ**では、一転して、**共通コンピテンシーズ**に基づく、教科横断的なカリキュラムへの対応が要求され、**学習者の主体的な学習や調査・研究が重視される**。これは最終的には**バカロレア試験**で問われることになる。

25

## 日本の学校図書館制度の見通し

- 短期的には大きく変化する要素はない
  - 一領域2職の学校司書法制化提案はうまくいかない
- カリキュラムの世界的動向への対応としては開放型カリキュラムになることは間違いない
  - 探究型学習をどのように実施するか
  - その際の開放型カリキュラムに対応するための専門教職員体制どのようにつくるか

27

## フランスのまとめ(2)

- フランスの1980年代以来の教育課程の変化は、日本の文科省も同時期に計画していた(習得型学習だけでなく)探究型学習を重視する考え方に近い。**教育評価**と上級学校への**入試**の方法の違いも重要。
- **ドキュメンタリスト教諭**の役割が重要となっている。これは、日本の**専任司書教諭**の成功例である。

26

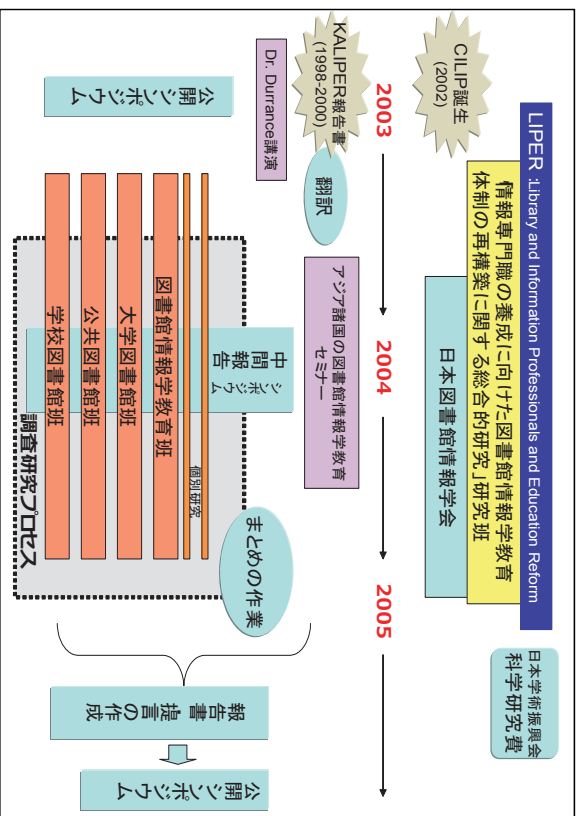
## 学校図書館専門職員の3つの型

- アメリカ型
  - 図書館専門職の一つ
  - LISスクールでの養成
- フランス型
  - 教科教員職の一つ
  - 教職大学院での養成
- フランス型
  - 教員すべてが司書教諭的な要素をもつ
  - 公共図書館の利用

28



2003 年から 2005 年度に、日本図書館情報学会の主要メンバーが行った図書館情報学専門教育に関する共同研究。



**学校図書館班メンバー：**

堀川照代, 平久江祐司, 片岡剛夫, 河西由美子, 中村百合子, 根本彰

**最終報告**

<http://www.jslis.jp/liper/report06/report.htm>

~~~~~

**V 学校図書館班**

**A 研究経過**

学校図書館班は、「学校内情報メディア専門家」の実現可能性を探ることを目的にこの研究に取り組み、次の三つの方法による調査を行った。

- (1) 専門家インタビュー調査 (2003 年後半)
- (2) 質問紙調査 (2004 年度前半)
- (3) フォーカス・グループ・インタビュー調査 (2005 年度後半)

専門家インタビュー調査によって、学校内で図書館を中心とする情報メディアを専門職の可能性の糸口を見いだした上で、全国の学校図書館職員を対象にサーベスの実を明らかにする質問紙調査を行った。そして、その結果の背景を探るためにフォーカグループ・インタビュー調査を実施した。これらの研究成果について、日本教育工学会大会(2004年9月)、日本図書館情報学会研究大会(2004年11月)、同春季研究集会(2005年5月)の計3回の場で学会発表を行った。2006年4月のA-LIIP 国際会議(ソングボでも発表予定である)。

(1)から(3)までの研究成果の概要は、2005年9月に「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究(LIPER)」学校図書館班中間報告-「学校情報メディア専門家」の可能性- (<http://phng.p.u-tokyo.ac.jp/liper/report050906.pdf>) 報告書にまとめ、関係者に広く配布し意見を聴取した。この最終報告は中間報告にるたくさんのコメントを踏まえてまとめ直したものである。率直なご意見をくださる方に感謝申し上げます。

**B 学校図書館の現状についての認識**

学校図書館に関わる職務の成否を左右するものとして、配置されている教職員個人力にもまして、学校の組織構造の重要性が指摘されてきた。このことは、LIPER 学校図書館班の行った研究でも追認されている。私たちは学校図書館の教育的・専門的な使命現のために、職員養成の充実と合わせて学校図書館を担当する教職員をとりまく以下造的な問題について取り組まれる必要があると考える。

- ・ 学校図書館とその専門的職務を担う司書教諭は、戦後の教育法制度(学校教育法・行規則(1947)、及び学校図書館法(1953))の中に位置づけられた。しかし、成立当時学校図書館法では、司書教諭の配置は「当分の間」猶予されており、その制度は同法時点ですべて制度的欠陥を内包していたといえる。これに対して学校図書館を担当する職員として制度的位置づけと職務内容の不明確な職員を採用・配置したところも多いこうした職員をまとめて学校司書(学校図書館事務職員)と呼ぶことが広まり、またにそうした職員の実践については一定の蓄積がもたらされている。
- ・ 司書教諭は 1997 年の学校図書館法の一部改正によって、12 学級以上の大規模校にされたが、学級担任や授業時間が軽減されている例は少なく、実際に学校図書館に職務を果たすことのできる状況にはない。一方で多くの学校司書は非常勤の事務として位置づけられているので、学校図書館の教育的・専門的な使命を実現すること困難な状況である。このように司書教諭は機能せず学校司書の配置すら行われてい地方自治体の方が多く、それは学校図書館活動の地域格差を生み出し、教育の機会

を阻害するものとなっている。

- 戦後の学校図書館の発展過程を見ると、学校図書館に複数の担当職員が存在する構造は、学校図書館の教育的・専門的職務の遂行に必要な一体性を阻害する方向に作用してきた。しかし、この事態が生じたのは、理論的な根拠があつたことではなく、学校図書館法の不備への現実的な対応の結果としてである。

また、学校内で、学習情報・メディアを一元管理し、教育・学習活動におけるその効果的な利用を可能にする学習情報センターとしての学校図書館実現のためには、関係教員の職務分担が旧態依然であることも問題である。学校の学習情報・メディアの管理は、図書、視聴覚資料、電子メディア（コンピュータ）を異なる校務分掌で管理する学校がいまだに多く見られる。これらの統合化は、本来、学習観、教授法、教育課程などの理解を深めた上での学校教育全体の変革を基礎に実現されうるものであり、学校経営と学校図書館経営が有機的に連携するよう図っていくことが必要である。

このように私たちは、司書教諭も学校司書等のいずれの職種も現在までのところ法的措置・現実的配置・専任化等の面で全国的な制度として機能しえていないこと、さらに、学校図書館の新しい課題を担った情報専門職像を論じるにあたって、これまでの学校図書館職員についての議論が学校図書館および学校図書館専門職の理念や意義を裏付けるに足る理論的根拠を有していないこと、以上の2点の基本的認識を研究の出発点にしている。

### C 学校図書館担当者のあるべき姿としての情報専門職(学校)

本研究では、上記のような認識から、求めるべき学校図書館専門職を、現実の延長上に考えるのではなく、まず、原点に立ち戻つてあるべき姿として追求することとした。あるべき姿というのは、従来、「図書館」、「視聴覚」、「情報（コンピュータ）」として各係がそれぞれに担当してきた校内の情報やメディアを一元的に管理し、その利用について支援・指導する専門職である。これを仮に情報専門職(学校)と呼ぶこととする。これは中間報告まで「学校内情報メディア専門家」と呼んでいた名称を LIPPER の全体的な枠組みに合わせて変更したものである。

この情報専門職(学校)の使命は、以下のとおりである。

- 学習コミュニティを構成する児童生徒や教師等に対して、情報やメディアへの利用を保証する。
- 学習コミュニティを構成する児童生徒や教師等が、情報やメディアを効果的に利用できるように支援・指導する。

情報専門職(学校)は、上述の使命を果たすべく、学習／教育のための知識や情報を体系的に収集・組織・提供し、学校およびそれを支える地域社会を含めた学習コミュニティ全体の形成に貢献する。この専門職の役割は、大きく3つに分けて考えることができる。

第1は、「知の組織化」である。知識を具現化したメディアや情報を選択・収集し、組織化して学習／教育に役立つ知の体系を構築する。メディアや情報を活用するための学習環境をデザインし、校内の知的情報資源全体の管理を担う。

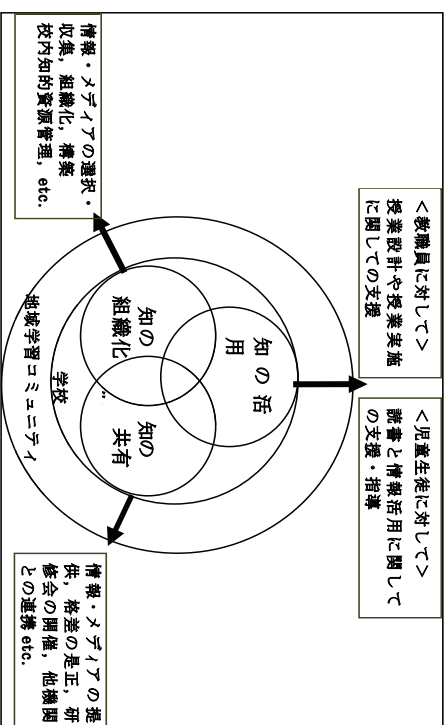
第2は、「知の共有」である。情報専門職(学校)は、学習コミュニティの構成員に対して、

学習／教育に関わる情報（著作権情報を含む）や多様なメディアを提供することを通して情報格差を是正し、総合的・多面的に知の共有化を図り学習コミュニティの成長を促進する。また、他の教育機関や情報提供機関と連携しつつ、地域学習コミュニティの発展を支援する。

第3は、「知の活用」である。児童生徒の知の活用には「読書」と「情報利用」がある。これらの土台に「リテラシー」（読み書き能力）があることを忘れてはならない。最近強調されている「読解力」や「言語力」、「国語力」などと呼ばれている、読み書きの実践的能力としての機能的リテラシーに対する支援・指導を含めて、読書と情報活用に関する支援・指導を行うことが重要である。読書と情報

活用に関する支援・指導は、どの教科においても含まれる要素であるために、情報専門職(学校)は、教科横断的な指導計画を立案し運営することが必要である。また、教職員の知の活用については、教科における情報やメディアの利用に関連して授業設計や授業実施における支援を提供する。

図 情報専門職(学校)の役割体系



以上の役割を果たすために、情報専門職(学校)は、学習／教育のための情報やメディアに関する性質や、利用者である児童生徒や教職員の情報行動の性質等を知り、支援・指導のための知識や技術を身につけることが必要である。とくに、次表の五つの領域に関する知識や技術が必要である。

| 領域        | 内容                                                                         |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------|
| 学校教育論     | 学校制度および学校における教授学習プロセス全般の理解。カリキュラム、教科の構造、教育方法、教育評価など。なお、教職資格を前提とする場合は不要である。 |
| 学習情報メディア論 | 児童生徒の情報・メディア利用特性と知の組織化の理論。学習情報メディアの構築とデジタルコンテンツ。著作権                        |
| 学習環境デザイン論 | 学習における各種情報・メディア利用の意義と特性。学習環境のIT化と空間デザイン。学習コミュニティの構築                        |

|         |                                               |
|---------|-----------------------------------------------|
| 教授・学習支援 | 児童生徒の情報行動モデル。情報・メディア教育の原理と指導法。カリキュラムの企画・実施・評価 |
| 子ども読書論  | 児童生徒の発達と読書の意義。読書の原理と指導法。国語力・読解力の育成            |

これらの知識や技術の育成を通して、学校図書館の担当者が学校内においては全校的視野に立って専門的職務を遂行し、学校外においては地域学習コミュニティの発展に寄与することのできる情報専門職(学校)として確立されることが必要である。

### C 情報専門職(学校)の配置について想定される課題

情報専門職(学校)をいかに学校組織の中に位置付けていくかに関しては、学校図書館法だけでなく教育関連諸法の改正をも視野に入れて次のような展開を想定することができる。

・現行の司書教諭の発展形として「情報専門職(学校)」を設置する。この場合もさらに複製の実現化の可能性が考えられる：

- 1) 現行の学校図書館法の枠内で司書教諭に代わる職種として情報専門職(学校)を位置づけ、養成課程を含め付随する規程を改正することで対応する。
- 2) 学校図書館法に加えて学校教育法および教育職員免許法等の関連諸法を改正し、養護教諭・栄養教諭等と並び、司書教諭の学校内における専門職としての位置づけを明確化する。養成は旧来の司書教諭と区別し、情報専門職(学校)として大学院における専門教育を受けたものとする。

・現行の司書教諭とは別個の資格として「情報専門職(学校)」を位置づける。

- 3) 学会をはじめとする関係者が努力することによって大学院レベルの「情報専門職(学校)」の養成制度を設置する。その場合、カリキュラムの整備とともに養成機関の認定基準および認定方法のような制度的課題を解決しなければならぬ。

以上のプランのなかで、1)の学校図書館法の枠組みのなかの改正では本報告が主張するような学校制度に正当に位置づけられる情報専門職(学校)制度をつくることは困難である。本来、学校関係諸法全体の改正を伴う2)が望ましいが、それがすぐには難しい場合には、まず自主努力によって3)を確立させることを目指し、専門職の養成の美が上がったところで2)の法改正を目指すというのが妥当な中長期的プランであると考えられる。LIPPER全体では、館種共通の大学院レベルの情報専門職養成制度をつくることを目指しているのですが、他の情報専門職養成とも連動しあうものである。なお、その場合でも、教職免許の有無が学校内での配置に多大な影響を及ぼす学校図書館の専門職において、教職免許の取得および教職関係科目の履修をどのように位置づけるかについては十分議論ができておらず今後の課題である。

### D おわりに

高度情報化社会において、教育機関における学習情報の管理運営はきわめて重要な任務である。近年、続々と制定されてきた「子どもの読書活動の推進に関する法律」(2001年12月)、「文字・活字文化振興法」(2005年7月)、および来年度から本格的に実施が予定されている文部科学省の「読解力向上プログラム」においては、読書の振興という視点ばかりではなく子どもたちの学力の向上を多様な読解力の育成に求める視点が取られ、それを支援する機関として学校図書館が位置づけられている。

しかしながら、学校現場では、教員の兼任業務の一部として学校図書館業務が扱われているにすぎない。こうした現状を打開し、視聴覚教育、情報教育などに分割して負担されてきた学校内の情報・メディア関連業務を効率的・集約的に実施・運営するために、学習情報センター、読書センターとして長年に亘る学習資源活用の知見を持つ学校図書館とその専門職の果たすべき役割は非常に大きいと考えられる。その意味で、本研究の成果は今後の教育政策に重要な示唆を与えるであろうことを信ずるものである。

#### [研究発表一覧]

河西由美子, 中村百合子. 学校図書館専門職の養成に関する調査研究—情報専門職の養成に向けた図書館：情報学教育体制の再構築に関する総合的研究 LIPPER (Library and Information Professions and Education Renewal) 第20回日本教育工学会全国大会, 東京工業大学, 2004-09-25.

堀川照代, 平久江祐司, 片岡則夫, 河西由美子, 中村百合子, 根本彰. 学校図書館の業務に関する調査研究 第25回日本図書館情報学会研究大会要綱, 関西大学, 2004-11-6/7, p.81-84

河西由美子, 堀川照代, 根本彰. 学校図書館運営担当者を対象としたフォーカス・グループ・インタビュー調査に関する報告 —LIPPER (情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究) 学校図書館班— 2005年度日本図書館情報学会春季研究集会発表要綱, 専修大学, 2005-05-18, p.51-54.

Yumiko KASAI. "School Library Challenge in Japan" A-LIIEP Asia-Pacific Conference on LIBRARY & INFORMATION EDUCATION AND PRACTICE — Preparing Information Professionals for Leadership in the New Age — Nanyang Technological University, Nanyang Executive Centre, Singapore, 3-6 April 2006. (子定)

#### [中間報告書]

「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究(LIPPER)」  
 学校図書館班中間報告・「学校内情報メディア専門家」の可能性」2005年9月「情報専門職の養成に向けた図書館情報学教育体制の再構築に関する総合的研究」学校図書館班 (<http://plng.p.u-tokyo.ac.jp/lipper/report050906.pdf>で入手可能)



# 日本の学校図書館専門職員はどうあるべきか：論点整理と展望

いわゆる学校司書の法制化が話題になっています。来年には、学校図書館法の成立から60年を迎えます。ここで、日本の学校図書館界の歴史の全体像を把握したうえで、未来に向けて、可能な限りよりよい専門職員像を広く共有できればと思います。

当日は、日本の学校図書館がご専門の塩見昇氏をお迎えし、氏の歴史認識に基づく、日本の学校図書館専門職についての将来展望をうかがいます。また、グローバル化時代における学校カリキュラムと学校図書館専門職養成のあり方の観点から、LIPER3 研究代表者の根本彰がコメントします。

じゅうぶんな対話のお時間をとりたいと思いますので、みなさまぜひお誘い合わせのうえ、ふるってご参加ください。

2012年12月1日 13:30～17:00

東京大学本郷キャンパス教育学部 156 教室

無料（定員 100 名、会場準備のため事前登録が必要）

## スケジュール・登壇者

13:00 受付開始

13:30～14:30 塩見昇（大阪教育大学名誉教授）

「日本学校図書館職員史と今後への展望」

14:30～15:00 根本彰（東京大学大学院教育学研究科教授）

「21世紀のカリキュラム展開と学校図書館職員養成」

15:15～16:55 フロアを交えて自由討議

16:55～17:00 閉会の挨拶

堀川照代（青山学院女子短期大学教授）

司会：中村百合子（立教大学文学部准教授）

シンポジウム Web サイト（事前登録・詳細はこちらから）

<http://panflute.p.u-tokyo.ac.jp/liper3/>

来場多数の場合、事前登録がお済みの方を優先することがあります。あらかじめご了承ください。

主催：LIPER3

（科学研究費プロジェクト「図書館情報学教育を高度化するための研究基盤形成」基盤研究 A）

## 登壇者プロフィール

塩見昇（大阪教育大学名誉教授）

京都大学教育学部卒業。大阪市立図書館勤務。大阪教育大学教授，附属図書館長を務める。日本図書館協会理事長。『日本学校図書館史』（全国学校図書館協議，1986）では，明治期から占領終了後の学校図書館法が成立する時期までを描き，戦前と戦後における学校図書館運動の連続性を指摘した。その後も『学校図書館職員論』（教育史料出版会，2000），『教育を変える学校図書館』（風間書房，2006）など，数多くの著作を発表している。

根本彰（東京大学大学院教育学研究科教授）

東京大学大学院教育学研究科修了。図書館情報大学助教授を経て，現職。専門は図書館情報学。日本図書館情報学会会長。編著書に『探究学習と図書館』（学文社，2012）などがある。

## 会場アクセス

本郷三丁目駅（地下鉄丸の内線）徒歩 10 分，本郷三丁目駅（地下鉄大江戸線）徒歩 10 分  
湯島駅又は根津駅（地下鉄千代田線）徒歩 12 分，東大前駅（地下鉄南北線）徒歩 15 分



## 運営事務局

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1 東大教育学部 2F221

図書館情報学研究室 学校図書館シンポジウム事務局

担当：今井福司（東京大学大学院教育学研究科特任研究員）

電子メールアドレス：fukuji@p.u-tokyo.ac.jp